

公文書館企画展

公文書で読む

明治の学校教育

今般み部大に於て學業ありとて
是を教則とし以て人才能ある者
を存し其を入るるを以て其の
才府あるに於て其の才府を以て
其の才府を以て其の才府を以て
其の才府を以て其の才府を以て
其の才府を以て其の才府を以て
其の才府を以て其の才府を以て
其の才府を以て其の才府を以て
其の才府を以て其の才府を以て

興学布達（明治5年）

平成6年8／16 ▶ 9／16
秋田県公文書館特別展示室

■展示趣旨

我が国の近代教育は、明治5年に公布された学制によつてはじまりました。以来、整備・拡充を重ね、今日国際的にも高い水準を達成するに至りました。

その草創期ともいうべき明治時代は、幾多の試行錯誤の中から、現在の学校教育の原型が生み出されてきた時期であります。

今回は、本館所蔵の教育関係史料の紹介を兼ねるとともに、公文書にもとづいた明治の学校教育の施策の変遷をたどり、本県の学校教育がどのように発展してきたのかを明らかにしました。

この展示を通じて、本館の所蔵史料が教育関係者をはじめとして、広く一般に利用され、活用されることを望んでやみません。

■学制期の初等教育

秋田県の近代学校教育は、明治5（1872）年に公布された「学制」の管内実施により本格的に開始されます。戊辰戦争後の藩校、置県後の県学校での旧来教育改革が遅れた秋田では、大きな画期となりました。

「学制」では、全国を8大学区（1大学区=32中学区、1中学区=210小学区）

に分けて学校が設立されます。第7大学区に属した秋田県は、県内を4中学区、832小学区に分け「学制」の完全実施を目指しました。

明治5年、秋田県は「興学告諭」と「興学布達」を発し、学校民費維持と従来学校全廃の方針を示します。しかし、地域の負担増加と柔軟性の欠如が原因となり、

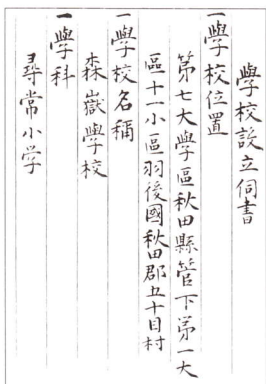
明治11年の段階でも学校設立数は429校にとどまりました。

■教育令期の初等教育

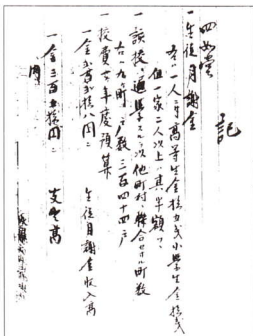
明治12（1879）年、「学制」廃止を受け「教育令」が新たに公布されました。

「教育令」では、自由民権運動への対応の意味もあり、教育行政の権限が大幅に町村へ委ねられました。同時に、私塾の開業規制が公益を前提に緩和され、四如堂等の漢学塾も復興しました。

自治的教育を目指した「自由教育令」でしたが、裏腹に全国的就学率低下を招き、早くも翌13年には改正されます。



森嶽学校設立伺



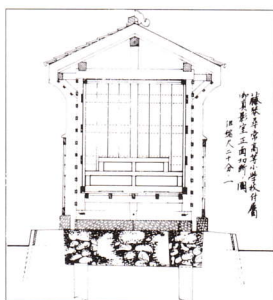
四如堂公益認定

「改正教育令」では、再び県の指導が強化されました。この時期、機械的区分だった県内の小学区が現実の町村区画に合致するように再編成されます。

明治18年地方教育費の節減のため教育令が再改正されると、町村の実情により簡易学校を認めるなど分権的傾向が再び現れます。

■ 小学校令期の初等教育

明治18（1885）年、内閣制度が発足し、初代文部大臣もりありのり森有礼が就任しました。森文相は、教育の目的を国家発展と国民の士気向上に置きました。翌19年、「小学校令」が公布され、以後の国家管理が急速に推進されます。



藤琴尋常高等小学校
御真影室断面図

秋田県の学校教育も、明治20年代の教育勅語謄本頒布と御真影下賜、日清戦争などを契機に国家主義への傾斜を強めていきます。

一方、20年代は学校儀式次第、学校設備規則など制度上整備が進展した時期でした。

明治23年、40年の小学校令改正を経て義務教育制度が確立しています。

■ 初期の中等教育

学制から教育令にかけての時期は、教育施策の重点が初等、高等教育におかれ、中等教育については、設置の基準が明確化されていなかったこともあって、学校の開設は試行錯誤的でした。

明治15（1872）年、秋田中学校が開校するまでは、太平

秋田縣尋常中學校課程表			
第一外國語	國語及漢文	倫理	學科
英文	漢字及漢文	人倫道德ノ要旨	算術
漢字及漢文	漢字及漢文	一全上	第一級
漢字及漢文	漢字及漢文	一全上	第二級
漢字及漢文	漢字及漢文	一全上	第三級
漢字及漢文	漢字及漢文	一全上	第四級
漢字及漢文	漢字及漢文	一全上	第五級
漢字及漢文	漢字及漢文	一全上	第六級
漢字及漢文	漢字及漢文	一全上	第七級
漢字及漢文	漢字及漢文	一全上	第八級
漢字及漢文	漢字及漢文	一全上	第九級
漢字及漢文	漢字及漢文	一全上	第十級

秋田縣尋常中學校課程表

学校や師範学校などの教員養成機関に付随して中等教育機関が設置されました。

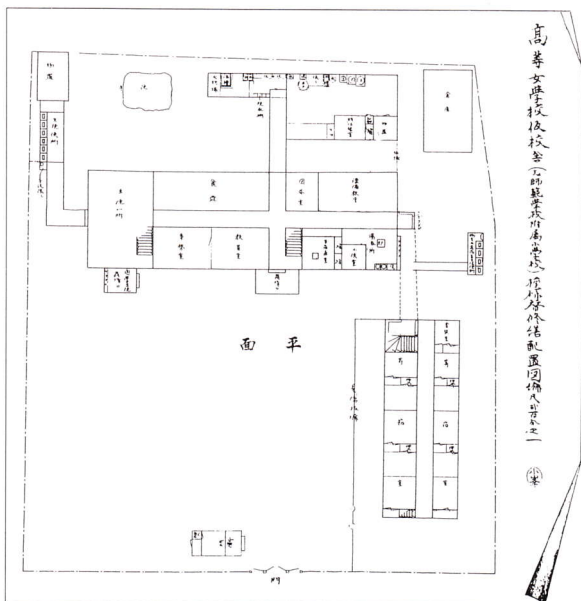
また、この間医学校や秋田医学校、秋田県獣医学校など各種学校が開設されましたが、確立した教育機関とはなりませんでした。

■ 中学校令期の中等教育

明治19（1886）年の中学校令では、府県立尋常中学校は府県1校と限定されていたため、本県では秋田県尋常中学校のみでありました。

しかし、明治20年代後半の日清戦争前後から、中等教育の普及が叫ばれ、制限が撤廃され、しだいに中学校の増設が行われるようになりました。

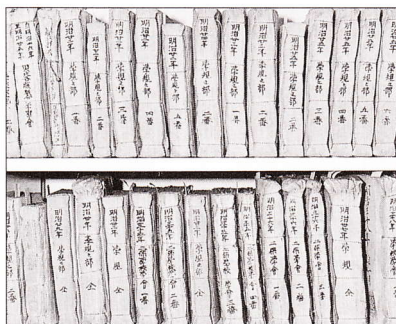
その後の中等教育の基本構成となる明治32年の中学校令、高等女学校令、実業学校令にもとづいて、大館、横手、本荘の男子高等普通教育の中学校、女子高等普通教育の高等女学校、さらに農学校、工業学校などの中等実業教育の機関が相次いで開設され、整備されていきました。



高等女学校仮校舎図

●本県教育行政機構の変遷

学制期	明治4年11月	①庶務課
	明治6年9月	②庶務課学務掛
	明治8年6月	③学務課 〔調査・学務・校務・医務・編輯の五掛〕
	12月	④第五課 〔学務・衛生・諸務の三掛〕
	明治11年12月	⑤学務課 〔勸学・督学・諸務の三掛〕
教育令期	明治14年10月	⑥教育課 〔学務・報告の二掛〕
	明治18年9月	⑦教育課 〔第一部・第二部〕
	明治19年4月	⑧教育課（のち学務課） 〔学務部・報告部の二部〕
学校令期	9月	⑨第二部学務課
	明治23年11月	⑩内務部第三課学務係
	明治32年6月	⑪内務部第三課〔第一・第二の二係〕
	明治38年4月	⑫第二部学務課
	明治40年7月	⑬内務部教兵課



公文書書庫には教育関係の戦前文書が1155点收藏されています

おもな出陳公文書目録

○興学布達	(明治5年)
○県内家塾の全廃についての触示	(明治7年)
○文部省への官立学校設立上申	(明治7年)
○文部省への伝習学校設立伺	(明治6年)
○伝習学校卒業生の教員奉職義務規定	(明治7年)
○鷹巣学校大試験問題	(明治11年)
○試験優秀生徒賞状様式	(明治11年)
○比較試験優劣表様式	(明治11年)
○学務委員選挙規定についての達	(明治13年)
○学務委員選挙規則改正についての達	(明治15年)
○学務委員任命状	(明治16年)
○由利第一、第二教育会議決案	(明治16年)
○儒学者への修身教授免状の無試験授与の件	(明治19年)
○修身教育徹底のための訓令	(明治27年)
○教育勅語謄本の様式	(明治23年)
○浅内学校御真影勅語奉安所当直規則	(明治33年)
○明治26年の県学事景況報告	(明治26年)
○日露戦争戦利品学校分配の件	(明治40年)
○県教育への日露戦争諸影響調書	(明治37年)
○河辺郡牛島町尋常小学校校舎図面	(明治39年)
○平田篤胤・佐藤信淵頌徳歌制定上申	(明治44年)
○洋学校設立及生徒募集	(明治6年)
○中学師範予備生規則及学科	(明治11年)
○秋田中学校学科課程表	(明治15年)
○秋田中学校設置開校の布達	(明治15年)
○秋田県尋常中学校課程表	(明治20年)
○秋田県簡易農学校についての知事内訓	(明治28年)
○第二、第三尋常中学校設置認可	(明治31年)
○高等女学校仮校舎図	(明治32年)
○財団法人秋田県育英会設立許可願	(明治32年)
○秋田農学校職員の服制	(明治35年)
○農学校への兵式体操用銃器払い下げの件	(明治34年)
○本荘中学校設置と位置選定の認可	(明治35年)
○県立秋田工業学校設置認可	(明治36年)
○横手中中学校建築設計図面	(明治36年)
○秋田医学校の設置に関する布達	(明治16年)
○秋田県獣医学校の設立	(明治18年)
○私立農学校の設立届	(明治13年)
○私立秋田女子技芸学校の授業開始	(明治40年)
